



健生衛発 0903 第 2 号
令和 7 年 9 月 3 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

生活衛生同業組合活動推進月間の実施等について（協力依頼）

生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「生衛法」という。）に基づき生活衛生関係営業の業種ごとに設立された、衛生水準の向上等を使命とする同業者の組織であり、そのネットワークは衛生行政の推進のための重要な社会基盤となっています。

生衛法の制定後 70 年近くが経ち、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するといった、生衛法及び生衛組合の役割を再認識し、行政と生衛組合が連携し、より一層の取組を行っていく必要があると考えますので、下記について御協力いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

記

生衛組合の活動に関してのご協力については、これまで「新規に開設等する生活衛生関係営業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について」（平成 23 年 7 月 26 日健衛発 0726 第 1 号）、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく生活衛生同業組合の活用と理容師法等の衛生関係法令に基づく立入検査等の適切な実施について」（平成 24 年 7 月 31 日健衛発 0731 第 1 号、以下「平成 24 年通知」という。）、「生活衛生同業組合に関する情報提供と活用の推進について」（平成 25 年 7 月 31 日健衛発 0731 第 1 号）等において、お願いしてきたところです。さらに平成 26 年度より、生衛組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策として、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会（以下「全国生衛中央会」という。）において、毎年 11 月を「生活衛生同業組合活動推進月間」（以下「月間」とい

う。)と定め、(公財)全国・都道府県生活衛生営業指導センター、関係機関及び関係団体の連携のもとに、生衛組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開しており、本月間の実施について御協力をお願いしているところです。

現在、全国生衛中央会においては、今年度の月間の実施に向けて、

- ①衛生基準の遵守に向けた自主点検活動等の衛生活動の推進
- ②生衛組合に関する周知広報並びに経営改善及び利益向上に資する事業の推進
- ③生衛業のデジタル化促進並びに生衛組合を中心とする各種ネットワークの拡充及び活用の促進
- ④生衛組合における若手・後継者等の人材育成及び若手による組合活動活性化の促進
- ⑤事業者、消費者及び行政等との連携・対話の促進

の5項目を重点活動項目とした取組を予定していますが、これらの取組は衛生行政の推進にも資するものと考え、厚生労働省としても、後援等の協力を予定しているところです。

つきましては、行政、関係機関及び関係団体等の連携・協力のもとに、月間の活動の推進が図られるよう、各都道府県等におかれても、今後、生衛組合及び各都道府県知事が指定する都道府県生活衛生営業指導センターが実施する推進月間関連事業について、格別の支援等のご協力方よろしくお願いします。

また、平成24年通知等にてお示ししているところですが、都道府県生活衛生営業指導センターは、生衛法に基づき生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行うことを業務としております。各都道府県等におかれましては、都道府県生活衛生営業指導センターの役割(※1)を十分にご理解いただくとともに、引き続き、都道府県生活衛生営業指導センターと連携等(※2)し、生活衛生関係営業者に対し、都道府県生活衛生営業指導センターや生衛組合に関する情報やそれらが実施する講習会等の情報を提供するなど、生活衛生関係営業への支援等をお願いいたします。

さらに、これまでも通知等で繰り返しお願いしているところですが、各都道府県等におかれましては、貴管下の保健所等の機関も含め、改めて、衛生確保等に関する生衛組合の役割・意義、活動等に関してご理解、ご確認をお願いします。また、生衛組合の機能強化や組織の活性化を図るため、別添においてお示しました取組事例や別紙「生活衛生同業組合について紹介!」を活用いただきながら、引き続き、営業許可申請等各種申請や届出、研修会等の様々な機会を捉え、新規営業者をはじめとする管下の生衛組合未加入の事業者に対し、生衛組合に関する情報提供等を積極的に行うとともに、衛生情報の周知等に関する生衛組合の活用や災害時等に備えた生衛組合との協力・応援協定の締結をはじめとする連携協力の推進に関して、特段のご配慮をお願いします。

(※１) 都道府県生活衛生営業指導センターの役割は、生衛法第五十七条の四に規定

○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）（抄）

（事業）

第五十七条の四 都道府県指導センターは、当該都道府県の区域内における生活衛生関係営業について、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- 一 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行うこと。
- 二 生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情を処理し、又は当該苦情に関し営業者及び組合を指導すること。
- 三 第五十七条の十二に規定する標準営業約款に関し営業者の登録を行うこと。
- 四 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会若しくは展示会を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。
- 五 生活衛生関係営業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 六 前各号の事業に附帯する事業

(※２) 都道府県生活衛生営業指導センターとの連携例

- ・ 厚生労働省がレジオネラのような衛生上の危害を防止するため公衆衛生等に関する様々な指導について自治体に通知し、自治体が各地域で都道府県センターと連携して指導を行い、都道府県生活衛生営業指導センターが県内の組合に周知することによりきめ細やかな周知、指導が実現可能となる。
- ・ 国際会議や国際大会等を控えている際に、旅館業に対し、宿泊者名簿の管理の徹底、日本国内に住所を有しない外国人宿泊者の旅券の写しの保存等を依頼する際、自治体から事業者へ周知いただくとともに、都道府県生活衛生営業指導センターからも旅館業の組合や事業者へ周知することが可能。
- ・ 物価や人件費の上昇等に対応するための経営相談や融資相談について、都道府県センターの相談窓口や講習会等で相談ができることをお知らせする。

(別添)

I 推進月間等における自治体の取組事例

- ・ 保健所担当者会議で、県指導センター業務及び組合業務を説明(毎年度初め)
- ・ 新任環境衛生監視員研修会で月間及び衛生水準事業の説明
- ・ 県下全保健所における生衛組合・指導センターとの意見・情報交換会の開催
- ・ 各種衛生講習会等の開催にあたり案内文書を保健所長、センター理事長、組合理事長の連名で発出
- ・ 生衛組合等開催の講習会等の後援及び講師派遣
- ・ 組合加入に関する情報提供チラシの作成・配布
- ・ 広報誌、情報誌へ「生活衛生同業組合活動推進月間」について掲載
- ・ 都道府県等HPへ「生活衛生同業組合活動推進月間」等の掲載
- ・ 生衛組合等に関する相談窓口の会場提供
- ・ 各種セミナー会場等での相談窓口の設置
- ・ 標準営業約款Sマークの普及促進の広報 など

II 生衛組合への加入促進への協力事例 ・ 営業許可書交付時にパンフレット等を手交しての情報提供

- ・ 新規開業者へのチラシ・ポケットブック等の配布
 - ・ 生衛組合未加入者への組合の情報提供
 - ・ 生衛組合・指導センターに対する新規営業許可情報(行政文書)の開示
 - ・ 新規登録者(名簿)の組合又はセンターへの情報提供
 - ・ 生衛組合が主催する講習会について組合未加入者へ案内 など
- ※別紙(令和7年度に新たに作成)もご活用ください。

III 各生衛組合との協力・連携事例

- ・ 災害時等に備えた協力・応援協定の締結(物資の備蓄、被災者の受入、被災者へのサービス提供など)。
- ・ 地域における高齢者、妊産婦、乳幼児、子ども等の見守り隊としての協力連携(認知症サポーター、子ども110番の家など)
- ・ 各種地域活動、スポーツ、催し物等開催時の連携
- ・ 訪日外国人客の受入促進のための情報発信等の連携 など

<参考HP>

(公財) 全国生活衛生営業指導センター : <https://www.seiei.or.jp/top/index.html>

標準営業約款 : <https://s-mark.jp/>

日本政策金融公庫 : https://www.jfc.go.jp/n/finance/first/ko_under1.html

生活衛生同業組合について紹介！

生活衛生同業組合とは



飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館・ホテル業、浴場業などの国民生活に密着したサービスを提供する営業者が、業種ごと(16業種)に組織したものです。少子・高齢化、環境・エネルギー問題、感染対策、物価高騰、賃上げ等の課題が生じる中で、共同で諸課題に対応できるよう、共同事業や協業化等に取り組み、営業の合理化・省力化、技術力向上、集客増等を進め、経営基盤の安定・強化を図ります。

組合の取組等(令和7年8月)

① 有利な条件で(株)日本政策金融公庫からの融資が受けられます

日本政策金融公庫による融資(一例)

	一般貸付	振興事業貸付(※1)	
資金使途	設備資金のみ	設備資金	運転資金
貸付利率	基準利率 (原則)	主に特別利率 (基準利率-0.9%)	基準利率 (原則)
限度額	7,200万円 ~4億8,000万円(※2)	1億5,000万円 ~7億2,000万円(※2)	5,700万円
返済期間	13年以内(※3)	20年以内	7年以内

※1 振興計画について認定を受けている生活衛生同業組合の組合員

※2 業種によって異なります。

※3 一般公衆浴場業は30年以内となります。

※4 お使いみち、ご返済期間、担保の有無によって異なる利率が適用されます。

振興事業貸付は、一般貸付よりも最大1.2%利率(※4)が低くなり、返済期間も長期でご利用いただけます。



② 経営や技術向上のための講習会や相談会に参加できます

事例1:岐阜県料理生活衛生同業組合

HACCP(※)の導入が遅れている小規模店舗向け、補助教材を作成して、導入講習会を実施。

※食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法



事例2:青森県理容生活衛生同業組合

世界理美容技術選手権大会のメダリスト等を講師に迎え、フェードカットの作り方講習会等を実施。県内外の組合員や理美容の学生、一般の見学者等も参加し、理容業のPRにもつなげた。

年度毎に下記等も実施
・ニューヘア講習
・カラー講習
・衛生消毒講習



③ 日本音楽著作権協会の音楽著作権物使用料が2割引(業種によって異なります。)



④ 各組合の共済制度(※)に加入することができ、様々な補償が得られます

※賠償責任保証制度・福祉共済保険制度など

⑤ 業種によっては、物資の共同購入、クレジットカード決済の手数料減免、NHK受信料の割引などがあります

- ・近隣の同業者とつながりが持て、情報交換ができています。また、普段は馴染みのない保険や融資についても気軽に相談できてありがたい。
- ・色々な割引サービスがあるので助かっている。

詳しくは各都道府県の公益財団法人生活衛生営業指導センターにお問い合わせください

公益財団法人 ○○県生活衛生営業指導センター

検索



都道府県生活衛生営業指導センター名簿

R7.7.1現在

名 称	電 話	所 在 地
1.(公財)北海道生活衛生営業指導センター	011-615-2112	060-0042 札幌市中央区大通西16丁目3番12号 錦興産大通ビル302号室
2.(公財)青森県生活衛生営業指導センター	017-722-7002	030-0812 青森市堤町2丁目16番11号 理容会館1階
3.(公財)岩手県生活衛生営業指導センター	019-624-6642	020-0883 盛岡市志家町3番13号 岩手県美容会館内
4.(公財)宮城県生活衛生営業指導センター	022-343-8763	980-0011 仙台市青葉区上杉5丁目1-12 後藤コーポ107号
5.(公財)秋田県生活衛生営業指導センター	018-874-9099	010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館6F
6.(公財)山形県生活衛生営業指導センター	023-623-4323	990-0033 山形市諏訪町2丁目1番60号
7.(公財)福島県生活衛生営業指導センター	024-525-4085	960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま7階
8.(公財)茨城県生活衛生営業指導センター	029-225-6603	310-0011 水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎
9.(公財)栃木県生活衛生営業指導センター	028-625-2660	320-0027 宇都宮市塙田1-3-5 砂川ビル内
10.(公財)群馬県生活衛生営業指導センター	027-224-1809	371-0025 前橋市紅雲町一丁目7-12 群馬県住宅公社ビル4階
11.(公財)埼玉県生活衛生営業指導センター	048-863-1873	330-0063 さいたま市浦和区高砂4-4-17 食環センター2階
12.(公財)千葉県生活衛生営業指導センター	043-307-8272	260-0854 千葉市中央区長洲1-15-7 千葉県森林会館内
13.(公財)東京都生活衛生営業指導センター	03-3445-8751	150-0012 渋谷区広尾5-7-1 東京都広尾庁舎内
14.(公財)神奈川県生活衛生営業指導センター	045-212-1102	231-0005 横浜市中区本町3-24-2 ニュー本町ビル内
15.(公財)新潟県生活衛生営業指導センター	025-378-2540	951-8106 新潟市中央区東大畑通1番町490-13 理容美容福祉会館2階
16.(公財)富山県生活衛生営業指導センター	076-442-0285	930-0804 富山市下新町8-16 自治労とやま会館内
17.(公財)石川県生活衛生営業指導センター	076-259-6510	921-8105 金沢市平和町1丁目3番1号 石川県平和町庁舎B館3階
18.(公財)福井県生活衛生営業指導センター	0776-25-2064	910-0003 福井市松本3丁目16-10 福井県職員会館ビル3F
19.(公財)山梨県生活衛生営業指導センター	055-232-1071	400-0863 甲府市南口町4-8 山梨県理容会館2階
20.(公財)長野県生活衛生営業指導センター	026-235-3612	380-0872 長野市南長野妻科426-1 長野県建築士会館3階301
21.(公財)岐阜県生活衛生営業指導センター	058-216-3670	500-8384 岐阜市藪田南5丁目14-12 岐阜県シンクタンク庁舎3F
22.(公財)静岡県生活衛生営業指導センター	054-272-7396	420-0034 静岡市葵区常盤町3-3-9 静岡市衛生会館1F
23.(公財)愛知県生活衛生営業指導センター	052-433-2190	453-0016 名古屋市中村区竹橋町36番31号 旧名古屋市中村区役所3階
24.(公財)三重県生活衛生営業指導センター	059-225-4181	514-0038 津市西古河町10-16 別所ビル3階
25.(公財)滋賀県生活衛生営業指導センター	077-524-2311	520-0806 大津市打出浜13-22-201
26.(公財)京都府生活衛生営業指導センター	075-661-6661	601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館1階
27.(公財)大阪府生活衛生営業指導センター	06-6943-5603	540-0012 大阪市中央区谷町1-3-1 ソフィア大手前801号
28.(公財)兵庫県生活衛生営業指導センター	078-361-8097	650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター5階
29.(公財)奈良県生活衛生営業指導センター	0742-33-3140	630-8123 奈良市三条大宮町1番12号 奈良県衛生会館内
30.(公財)和歌山県生活衛生営業指導センター	073-431-0657	640-8045 和歌山市ト半町33 和歌山ミートビル2F
31.(公財)鳥取県生活衛生営業指導センター	0857-29-8590	680-0801 鳥取市松並町2丁目160番地 城北ビル109号
32.(公財)島根県生活衛生営業指導センター	0852-26-0651	690-0882 松江市大輪町414番地9-423号
33.(公財)岡山県生活衛生営業指導センター	086-222-3598	700-0824 岡山市北区内山下1丁目3番7号 県土連ビル2階
34.(公財)広島県生活衛生営業指導センター	082-532-1200	730-0856 広島市中区河原町1-26 広島県環境ビル8階
35.(公財)山口県生活衛生営業指導センター	083-928-7512	753-0814 山口市吉敷下東3丁目1番1号 山口県総合保健会館4F
36.(公財)徳島県生活衛生営業指導センター	088-623-7400	770-0935 徳島県徳島市伊月町1-32 徳島県土地改良会館4F
37.(公財)香川県生活衛生営業指導センター	087-862-3334	760-0018 高松市天神前10番12号 香川天神前ビル2階3号
38.(公財)愛媛県生活衛生営業指導センター	089-924-3305	790-0811 松山市本町7丁目2番地 愛媛県本町ビル2F
39.(公財)高知県生活衛生営業指導センター	088-855-5100	780-0822 高知市はりまや町3丁目7番6号 パームサイドビル2階
40.(公財)福岡県生活衛生営業指導センター	092-651-5115	812-0044 福岡市博多区千代1-2-4 福岡生活衛生食品会館3階
41.(公財)佐賀県生活衛生営業指導センター	0952-25-1432	840-0826 佐賀市白山1-2-13 諸永ビル3F
42.(公財)長崎県生活衛生営業指導センター	095-824-6329	850-0874 長崎市魚の町3番33号 長崎県建設総合会館4階
43.(公財)熊本県生活衛生営業指導センター	096-362-3061	862-0959 熊本市中央区白山1丁目4番9号 末永ビル2階
44.(公財)大分県生活衛生営業指導センター	097-537-4858	870-0023 大分市長浜町1-12-3 今田ビル3階
45.(公財)宮崎県生活衛生営業指導センター	0985-25-1466	880-0802 宮崎市別府町3番1号 宮崎日赤会館2階
46.(公財)鹿児島県生活衛生営業指導センター	099-222-8332	892-0838 鹿児島市新屋敷町16番213号 公社ビル2階
47.(公財)沖縄県生活衛生営業指導センター	098-891-8960	901-0152 那覇市宇小禄662番 沖縄県生活衛生研修センター内